

■第3回 介護保険運営協議会の記録

日 時：平成28年10月18日（火）14時～16時

場 所：宝塚市役所 3-3会議室

出席者：大和委員、杉浦委員、塚本委員、曾我委員、牧野委員、佐藤（雅）委員、小田中委員、
加藤（さと子）委員、神田委員、村上委員、福本委員

次 第：1 開会

2 報告事項

（1）介護給付費の適正化について

（2）宝塚市介護相談員等派遣事業並びに市内介護サービス事業所事故報告の概要について

（3）宝塚市高齢者福祉計画の実施状況及び宝塚市高齢者福祉計画について

（4）生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）と協議体に期待される機能と役割について

3 協議事項

（1）介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

4 その他

会議の経過

○開会

○配布資料の確認

○13名中10名出席、傍聴0名

（委員長）

・それではまず報告案件についてまとめて説明をお願いしたい。

○事務局より介護給付費の適正化について資料説明

○宝塚市介護相談員等派遣事業並びに市内介護サービス事業所事故報告の概要について資料説明

○事務局より宝塚市高齢者福祉計画の実施状況及び宝塚市高齢者福祉計画について資料説明

○事務局より生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）と協議体に期待される機能と役割について資料説明

（委員長）

・4点まとめて報告事項について説明いただいたが、何か質問等があるだろうか。

（委員）

・事前にある程度の段階で配布資料リストを整理していただけないか。

・報告事案については、介護給付費の適正化について、介護認定申請の適正化として事後点検の話があったが、2,230件は事後点検により適正化がなされた件数なのか。点検しただけの件数なのか、点検の上何らかの効果が出た件数なのか。

- ・介護相談員に関するもので事故報告の概要があるが、事故が増えているのは把握できたが、事故とは何なのかという定義をしていただきたい。原因別事故発生件数では圧倒的に転倒による事故が多いとあるが、転倒そのものは事故と定義されずに、転倒により何が起きると事故となるのか教えていただきたい。
- ・高齢者福祉計画の実施状況において、細かく事業名や実績については説明いただいたので分かったが、高齢者福祉計画としては何について説明報告を受けたと理解すればいいのか。

(事務局)

- ・資料については整理に努めたい。
- ・適正化については、訪問調査後に資料が市にあがってくるが、事後点検というのは調査の内容について市職員が特に新人調査員などについて集中的に点検を行っており、それが2,230件ということになる。この点検後認定審査会へ回していくことになり、入り口での点検ということだ。

(委員)

- ・点検に引っかかる件数はかなりあるものなのか。それとも滅多になく、コメントを認定審査会にあげたり調査員に確認したりということはないのか。

(事務局)

- ・それなりにある。そうした疑問点等を解決したうえで認定審査会へあげていく。調査等におかしい点があれば修正をかけている。

(委員)

- ・修正したことでよくなったケースなどは、点検件数のうちどの程度の割合であるのかという数値を書いた方が適正化に貢献していることが分かりやすいのではないか。
- ・やったことによってこんなによくなったという点を報告すべきだ。

(事務局)

- ・今手元にないのでまた提示したい。
- ・事故報告については、報告しなければならないメルクマールとしては医療機関にかかることが前提になっている。たとえば最近あった重要案件としては、デイサービスの送迎車が追突され乗車していた6人がむち打ちになったとか、誤薬でグループホームまるまる誤った投薬をしたなどといった重要案件については事業者の判断で報告してもらうことになっている。
- ・高齢者福祉計画については、ゴールドプランでは3つのキーワードを定めており、「自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり」「住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築」「高齢者を支える地域ネットワークづくり」となっている。
- ・いきがづくりとしては社会参加の促進や生涯学習の推進をあげており、今後宝塚市が進めて行かなければならない点としては健康づくり・介護予防の推進として、新しい介護予防も含めて認定率だけでなく介護度の進行抑止を推進していくことを盛り込んでいる。
- ・在宅生活を支える多様な支援の充実部分が住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築に該当し、ここには認知症の支援策の推進として認知症サポーターの養成講座や住宅改造資金助成を盛り込んでいる。

- ・高齢者を支える地域ネットワークづくりでは、権利擁護の推進が重要であることから成年後見制度の利用支援などをあげている。
- ・介護特会で盛り込んでいるといったシルバーハウジングや認知症サポーターについては、介護特会でも同様に介護予防事業や包括的支援事業、市独自で定めることができる任意事業のなかで取り組んでいくということになっている。

(委員長)

- ・他に何かあるだろうか。

(委員)

- ・実施状況の報告について、1～2ページの介護予防関連について参加者の男女割合等分かるだろうか。地域で介護予防教室などを開催しても女性ばかりのイメージなので、今後市で多様なサービスを増やしていく際にも男性の多い集まりなどが把握できているのであれば教えていただければわれわれも参考にできると思う。

(事務局)

- ・いきいき百歳体操の男女比が手元がないので正確な数字が分からないが、サロンやミニデイについては生活支援コーディネーターの資料にあるように男女比として男性3.9名、女性が13.9名となっており、大体構成比でいうと女性の方が活動しているという状況だ。
- ・体操や老人クラブの男女比についてはまた用意したいと思う。

(委員)

- ・配布いただいたパンフレットでは男性ばかり写真もあるので、そうした集まりもあるのだと感心している。

(委員)

- ・いきいき百歳体操が資料では昨年の44か所となっているが、現在は70か所ほどと聞いたがどうなのか。

(事務局)

- ・現在は61か所だ。

(委員)

- ・データ上、運動機能に効果があったとのことだがどういうものなのか。

(事務局)

- ・タイムアップゴーという座った状態から駆け足で10メートルほど移動するものでは効果があがっている。いきいき百歳体操は200gの延べ棒を手首と足首につけて手足を動かす簡単な運動で、比較的簡単にできるので老人クラブやサロンのなかで行われている。
- ・統計上も開始から6か月経過時の体力測定では握力が上がり、タイムアップゴーも7～8秒が6秒程度まで速くなり、立ち上がり回数も増加しており、比較的好評とのことだ。

(委員長)

- ・それでは次に協議事項について説明を。

○事務局より介護予防・日常生活支援総合事業の実施について資料説明

(委員長)

- ・説明のあった内容に意見や質問はあるだろうか。

(委員)

- ・議題1、総合事業について、すべての人が介護認定を受けることを原則としとあるが、今の状況ならすべての人が認定を受けても、更新期間の間隔が長くなることによって回してけるということでもいいのか。

(事務局)

- ・今後の見込みとして高齢者が増えている以上、認定者も増えていくであろうことから認定審査会の運営も大変になると思う。当然これは全国的にも同じことなので、国は更新期間の延長を打ち出しており、市としてもこれは助かる追い風であり、すべての人が認定を受けても回していけると考えている。37年を目指して総合事業を行っていくことになるが、なんとか回っていくと思われる。

(委員)

- ・全国ではチェックリストだけで総合事業を受けられるようにしようという地域もあるなか、宝塚市ではあえて認定審査会での審査を原則とするというのは、必要な人に必要なサービスがいくように調整するためと理解していいのか。

(事務局)

- ・実際プロジェクトチームとして市、包括支援センター、社会福祉協議会で議論を重ねたが、懸念しているのは事業対象者が予防給付が使えないという状況だ。簡便な手続きで事業対象者になるのではなく、面倒であっても要介護認定を受けていれば給付サービスが使えた、後日必要になったりした際に使えるサービスがあるのだったらもっと早く利用したかったと言われることを懸念している。
- ・あくまでも予防のために必要な人に必要なサービスが提供されるべきであり、医療情報がないなど、本当に必要なサービスがチェックリストでは見極められないと考えている。
- ・チェックリストは、多様なサービスの特にサロンは何の手続きもなくこれまで利用できていたが、総合事業に組み込まれたことにより要介護認定がなければ使えないのはおかしいということで作られた方式だ。市としてはこれから総合事業、地域の支えあいと共存を考えながら模索していくうえで、それまでの間チェックリスト方式は封印したいところだが、制度上ある以上利用も可能とするために5ページにあるような方法に議論の結果決定した。

(委員)

- ・出来るということでシミュレーションしていると思うが、この数値前提では認定審査会自体が大きく変わらなければ本当に回っていくのか疑問に感じている。もう少し精査しないと単純な算数すぎて微妙だと思う部分がある。
- ・ただ、すべての人が認定を受けるという前提についてはあまり反対する必要はないと思う。

(委員)

- ・10ページの小田原市の緩和基準例だが、1,230円というのは介護職員になっているが、920円は通所介護事業所の平均給与になっているが、これは前提一緒のものなのか。

(事務局)

- ・訪問介護事業所には無資格者はいないが、これまでにない新制度として3級ヘルパー程度の講習を受けた人でもサービス提供者になれるということになったため、従来とは比較す

るものがないので、小田原市ではデイサービスでは無資格者が雇用されていることから準用したというものだ。まったく同じものではないが、準ずるものとして考えている。

- ・内部での検討の際にもいろいろ意見はあった。訪問介護事業所にうかがうと、デイサービスのようになら一か所でサービス提供するのであれば突発事故があっても上司もその場におり指示が出て対応できるが、逆に家庭にひとりで出向いて全責任を負って行うものとは同一比較できないのではないかという意見も出た。

(委員)

- ・通所介護事業所の職員給与と比較すればパーセンテージ的に出てくると思うのだが、あえて違うところから引っ張ってきたのか疑問なのだが。

(事務局)

- ・国の3年に1回の介護報酬を決める調査から引用しているが、使えそうなデータがこれくらいしかない。市としても探したが、比較できるデータがないなか小田原市はよくこれを見つけてきたと感心するほどだ。

(委員)

- ・通所介護の有資格者と無資格者の比較はどうなるのか。これくらい差があるのか。

(事務局)

- ・デイサービスの従業員は基準上資格が必要なく、実質上は介護経験者程度でよく、人件費は有資格者より無資格者の方が安いという実態をとらえてこのような比較になっていると思われる。

(委員)

- ・通所介護では資格がいらないからほとんど差がないということか。

(事務局)

- ・一部の機能訓練指導員等は有資格だが、一般の人は無資格なのでこういう比較になる。

(委員)

- ・違う比較しているなと思ったのだが。どうしてここから数字が出てくるのか。ここから80%という数字を導いているので首をかしげている。

(委員)

- ・現実問題として通所も訪問も時給は変わらない。

(委員)

- ・一緒なのか。

(委員)

- ・移動もあるので、移動中だけ時給を変える訳にはいかない。

(委員)

- ・それは資格のある人もない人も同じということか。

(委員)

- ・そうではなく、無資格者は訪問にはいないし、資格のある人は等級で決まっている。訪問も通所も両方やっている事業所の場合、移動する際に時給が変動する訳にはいかないから同じということだ。

(委員)

・それは大体8割程度なのか。

(委員)

・そんなものだ。

・ただ、交通費をどう考えるのか。訪問系の場合、920円でこの中に交通費も含めてしまうのか。

(事務局)

・専門委員会でも交通費の話は出ている。1日に数回往復したらその分時間がとられて稼働時間が減ってしまうので、交通費でみななければいけないのではないかという意見が出た。検討した結果、参考になるかは分からないが人事規則で公務員であれば片道5km以上10km未満で4,200円が月額で出る。ある程度ここから試算できるかと思う。

(委員)

・拘束時間でみるか、実稼働時間でみるかで随分給与に影響があるだろう。移動時間を給与に組み込んでしまい、別途交通費支給というところもある。

(事務局)

・資料の計算式では、人件費と事務費で分けて母数となっているので、ここで別途交通費を入れると二重になってしまうのではないか。

(委員)

・事業者としては8割発表された際に異論も出なかったもので、やっていけるという感触なのではないか。

(委員)

・やっていけるとのことだが、今手あげしているのはどれくらいあるのか。

(事務局)

・予定では12月から事業者指定の受付予定なのでそれがどの程度になるのかといった段階だ。行政研修として3級ヘルパー程度の研修をしなければならないが、予定では来年2、3月を考えており、まだまだ未知数だ。

(委員)

・おそらくいきなり多くは出ないだろう。先行している地域をみると、あまり伸びていない実態もある。

(委員)

・19ページ、要介護認定申請をして非該当になった場合とあるが、宝塚市の場合は要介護認定に非該当になった場合、自動的に事業対象者に該当となるのか、ここからさらに何か過程を経て決定されるのか。

(事務局)

・5ページ下段、要介護認定非該当の場合でも何らかの事情で訪問介護やデイサービスが必要であれば事業対象化決定を可能とするとしている。

(委員)

・例えば申請者が強く希望した場合は可能になるということか。

(事務局)

・難しいところで、強く希望といっても、窓口で大変な状態で非該当であっても何らかの支

援が必要だと分かる時など、個別ケースで対応するしかない。実際今でもそうしたケースは対応している。

(委員)

- ・必要と判断されれば可能ということか。

(事務局)

- ・やはり制度としては必要な方に必要なサービスが提供されるのが筋だと考えている。

(委員)

- ・今日に先立って専門委員会でもこの議題について議論があったと思うが、その内容と併せて事業者協会に事前に説明を行っているとのことだったが、今回提案されている市の案については対応可能だということで、今日の案が出されているのか。

(事務局)

- ・同じ内容の案で提案したが、結論まで出なかったが、宿題として認定審査会が回るのかといった指摘などもあったので今日議論いただいている。大きな流れとしては本日の説明と同じ提案を行っている。

(委員)

- ・事業者協会はどうか。

(事務局)

- ・同様の内容で説明を行ってきたが、一番影響を受ける訪問介護事業者になると思うが、先ほどの資料にもあるように報酬額が約2割下がっている。A型は基準緩和型だが、これ以上何を緩和するのかということでアンケートの間10-2で何を緩和するか聞いたところ、介護職員の配置義務の緩和や生活相談員の配置義務の緩和があがっており、ただでさえ無資格でできるところにこれ以上緩和し担当職員をつけない等のなかで既に報酬が2割カットされているということは、この事業を宝塚で実施するのは少し慎重になりたいと考え、今回提案はしていない。
- ・なので、事業所協会への説明で多かったのは、デイをどうするのか、Aをやるのかといった点だったので、そこを宝塚市ではやらないというのが、市としての一定の事業者への配慮としての見解だ。

(委員長)

- ・今説明があったように、専門委員会ではデータの出し方が不十分だということで議論もかなりあり合意までは至らなかったが、今日細かな数字まで出していただけた。
- ・宝塚市ではみんな要介護認定を受けるのが特徴だが、今後どんどん高齢者が増えていく中、人員、予算的に回っていくのかというのが懸念される場所だったが、更新期間が延びることで回っていくことをシミュレーションで出していただいたというのが今回になる。
- ・また、事業者報酬を8割にするという点については小田原市を参考に計算したものだが、これも妥当かどうかいろいろ他自治体を調査し、8割というのは突出した話でもなく、まあいけるのではないかと現場からの声もあるようだが、実際にうまくいくかは未知数なところもある。
- ・一応この案で本日みなさんから承認が得られなければ、1月からスタートさせるためには今日ここで議論いただき決定する必要があるということだ。

(委員)

- ・ そうのことだ。予算の編成時期にも入りかけている。

(委員)

- ・ そもそもA型が必要なのかも疑問だ。需要があるのか。個人的にはB型の方が重要だと感じている、時間はかかるだろうが。

(委員長)

- ・ 専門委員会でもBの重要性について意見が出ていた。今後市としても受け止め時間をかけて育てていくという話になっている。
- ・ これで議題については承認いただくということでよいだろうか。

○一同承認

(委員長)

- ・ ではその他あれば事務局よりどうぞ。

○次回スケジュールの確認

(以上)